

## 建設リサイクル法

### ■届出が義務付けられている工事の種類

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80m <sup>2</sup> 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物の工事	請負代金の額 500万円以上